

平成28年1月4日

平成27年(ネ)第2604号 損害賠償請求控訴事件
控訴人(第一審被告) 有限会社 銀徳 他
被控訴人(第一審原告) 吉田 益夫

大阪高等裁判所第2民事部3係 御中

準備書面

被控訴人(第一審原告) 吉田 益夫



控訴人(第一審被告) 有限会社 銀徳 他の平成27年11月17日付準備書面(1)について下記の通り意見を述べる。

上記準備書面(1)において、第一審被告は、「原審被告は、各掲示板の削除を主たる目的としていたところ、仮処分命令によってその目的は達成されたことから、開示された発信者情報を元に具体的な個人を特定する手続きを行わなかった。」と述べているが、第一審原告は、第一審被告の仮処分申立後に提出した答弁書で、名誉毀損にあたらないもの、つまり法的請求権のないものについては、削除は不適当であると主張していた。仮処分の本訴の判決で、第一審原告の主張が認められたものであり、仮処分の本訴の判決は確定している。本裁判は、削除が不適当であると認められた投稿の原状回復が不可能であるために起こった裁判である。

そのため、第一審被告が準備書面(1)で主張を行っていることは、本裁判とは関係がない。また、本裁判には、関係しないが、仮処分の本訴での判決(乙第1号証)で、第一審原告は、訴外 [REDACTED] 氏が、陳述書で [REDACTED] 氏が投稿を行った投稿を明らかにしているので、[REDACTED] 氏が投稿を明らかにした投稿については、発信者情報を開示する必要がないと主張したが、仮処分の本訴

の判決では、確認が必要であるとの理由で退けられた。そのため、■氏の投稿を開示した発信者情報で確認行為を行っていないというのは、開示したものからすれば、まったく釈然としない。よって、第一審被告の準備書面(1)は、第一審原告にとって釈然としない内容を含むものであるが、本裁判については、まったく関係がない。

以上